

勸告書

平成29年（2017年）9月6日

高松刑務所長 殿

香川県弁護士会

会 長 滝 口 耕 司

当会は、申立人A氏（以下「申立人」という。）からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査結果に基づき、貴所に対し、以下のとおり、勸告する。

勸告の趣旨

高松刑務所が、平成27年（2015年）11月17日、申立人を保護室に收容するに際して、総勢13名の職員が取り囲み、申立人を全裸にさせた上でその様子をビデオカメラで動画撮影しながら身体検査を実施したことは、同人のしゅう恥心や名誉感情を不当に害する行為である。

よって、今後、被收容者に対し、全裸にさせた上で身体検査を実施するにあたっては、その必要性の存否について慎重に検討するとともに、全裸にして身体検査を実施する必要性が認められる場合であっても、立会い人数を最小限にする等その方法についても被收容者のしゅう恥心や名誉感情を損なわないよう慎重に配慮するよう勸告する。

勸告の理由

第1 申立人の主張内容

1 申立ての概要

高松刑務所に未決拘禁者として収容されていた申立人は、保護室に収容される際、全裸にされて身体検査を受けさせられ、その様子を大勢の職員に監視され、かつビデオ撮影されたことが人権侵害にあたるとして、当会に対して、当該措置の是正勧告を申し立てた。

2 申立ての内容

- (1) 申立人は、平成27年（2015年）11月17日、高松刑務所の職員（以下、職員を特定することなく高松刑務所の職員について「職員」という。）と書簡の発信をめぐって口論となった。当該職員は、申立人に対して、「声が大きい」と二度告げた後、非常ベルを鳴らした。これにより、申立人は、保護室に収容されることになった。
- (2) 申立人は、保護室内において、職員から着替えのため全裸になるよう命令されて全裸になった後、ガラス窓に手をつけて左右の足裏を見せ、さらに肛門を自らが開いて見せるよう命令され、その指示にしたがった。その際、大勢の職員が申立人の様子を監視していた。申立人は、着座を命じられ、職員らが退室した後、ようやく着替えが入れられた。
- (3) 上記(2)の身体検査の際、職員が、ガラス窓の外側から、事の一部始終をビデオカメラにより撮影し続け、そのカメラのレンズの中心は申立人の下半身に向けられていた。

第2 高松刑務所からの回答

1 回答書

(1) 保護室収容について

平成27年（2015年）11月17日、申立人が、職員の制止に従わず、大声を発し続けたことから、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関

する法律（以下「法」という。）第79条第1項第2号イに基づき、申立人を保護室に収容した。

(2) 身体検査について

被収容者を保護室に収容する際は、法第75条第1項に基づき、刑事施設の規律及び秩序を維持するため、必要に応じてその身体等の検査を行っている。

申立人は、職員の制止に従わず大声を発し続けるといった心情不安定な状態にあったため、申立人の身体の負傷の有無のほか、自殺傷に供される物品の隠匿等がないか、身体及び着衣の検査をする必要があった。

そのため、申立人を保護室へ収容後、同室内において、申立人の着衣を引き上げて全裸にし、口内や両手足の裏表等の身体検査を行った上で、別途用意した衣類を貸与した。

身体検査の具体的状況については、次のとおりである。すなわち、申立人を立たせた状態で、全ての着衣を脱いで全裸になるよう指示をした。申立人が全裸になった後、申立人を職員と正対して立たせた状態で口内や両腕の表裏等を目視で検査し、更に保護室内の視察窓に両手をつかせた状態で後背部及び両足の裏を目視で検査した後、職員らが同室から退室するに当たり、突発的な飛び出しや閉扉に挟まれること等を予防するため、その場で腰を下ろすよう指示した。身体検査に要した時間は1分間程度であった。

申立人に対して身体検査を実施している間、申立人が職員に対する暴行その他突発的な行動に及ぶ可能性があることを踏まえ、刑事施設の規律及び秩序を適正に維持するため、必要な措置を執ることができる距離を保った上で、申立人の周囲を13名の職員らが戒護していた。

なお、当検査は、他の被収容者の目に触れない場所で行っており、申立人のしゅう恥心を極力損なわないよう配慮した。

(3) 撮影について

申立人が居室から保護室に収容されるまでの経路及び保護室内における状況を携帯用ビデオカメラにて撮影した。

職員が被収容者に実力行使する場合などは、状況を客観的かつ正確に把握し、以後の適正な措置等を講ずるため、また、後日の訴訟への対応や特別司法警察職員としての捜査等を円滑かつ迅速に実施するなどのために撮影を実施しているものであり、本件も当該高松刑務所の運用に従った。

2 聴取り調査

(1) 聴取対象者

高松刑務所において、職員3名から聴取りを行った。上記3名は、当時、現場に居合わせた者ではなく、担当職員作成のレポートに基づいて回答した。

(2) 申立人を保護室に収容した経緯

担当職員は、申立人が居室内において、食器を出し入れする孔に封筒を置いていたため、口頭注意を行った。すると、申立人は、興奮し、立ち上がって担当職員を睨みつけ、大声で「あんたが言ったんじゃないか！」などと叫びながら、担当職員がいる廊下の近くに詰め寄った。

担当職員は、静かにするよう告げて申立人を制止したが、申立人が「何が静かにしろや。」などと大声を出し続けたため、非常通報を行い、職員ら十数名が現場に駆けつけた。

駆けつけた職員が申立人に対し、「部屋から出て来なさい。」と指示したが、申立人は、「うるさいんはあんたたちや。」などとなおも大声を出し部屋から出ようとしなかった。そのため、その時点で保護室収容を決定し、職員らは、居室に入り申立人の両腕を持って、申立人を部屋から出した。

高松刑務所では、被収容者が法79条第1項の各号に該当する場合に保

護室収容を行っている。申立人についても同項第2号イに基づき、保護室収容を行った。

なお、当該経緯の中で、申立人が実力行使に出た（ドアを叩くなど）事実はない。また、申立人の保護室収容は今回が2回目であった。

(3) 保護室内での身体検査の概要

高松刑務所職員のうち申立人を保護室に収容する際の指揮者となる職員は、申立人を保護室に入れた後、入口から一番遠い壁に申立人を立たせて、申立人を全裸にさせた。続けて、職員らは、申立人の口、手、鼻の穴、耳の穴を目視の方法により検査した。その後、申立人を壁に向かって立たせ、壁に両手をつかせて、前かがみにさせ、臀部をやや突き出したような姿勢のまま、左右の足を交互に上げさせて、それぞれの足裏を目視の方法により検査した。以上で検査が終了となり、申立人をその場で座らせ、職員らは退出した。身体検査の時間は1分程度であった。

なお、申立人に対して自ら肛門を開披させた事実があるかどうかにつき同職員らに確認したところ、同職員らは、当該事実はないと回答した。

当該身体検査の際、指揮者（統括以上）1名、申立人の左右に1名ずつ、不測の事態に備えて待機する者が2～3人の他、ビデオ撮影者や待機者、出入りした者を合わせて合計13名の職員らがその場において、申立人の様子を注視し戒護にあたっていた。職員らと申立人との距離は近い者で1メートルほど、遠い者で1.5メートルほどであった。

(4) 全裸身体検査の必要性

高松刑務所では、保護室に収容する際、身体検査が可能であると判断した者については、全ての収容者を全裸にさせて検査を行っている。

全裸にすることで、連行時の怪我の確認、手や足の裏などに何か隠し持っていないかの確認、保護室専用服への着替え等を行うことができるからである。

申立人に対しても、当該一般的運用に従い、全裸にさせて身体検査を行った。

(5) ビデオカメラによる撮影

高松刑務所では、非常通報があった場合には、職員がビデオカメラを持って現場に駆けつけることになっている。紛争現場到着後から、保護室までの連行中、保護室内での身体検査、保護室の扉を閉めた後までの一部始終を撮影することになっている。撮影テープは、施錠できるロッカーにおいて、最短でも10年間は保管する。

申立人に対しても、一般的運用に従い、非常通報のあった居室前の現場から保護室までの連行中、保護室内での身体検査、保護室の扉を閉めた後までの一部始終を撮影し、当該撮影テープは施錠ロッカーに保管している。

なお、一般的にも申立人においても、全体の様子を撮影するものであり、収容者の体を殊更子細に撮影することはない。

第3 当委員会の判断

1 当会の認定事実

平成27年（2015年）11月17日、申立人が居室内において、食器を出し入れする孔に封筒を置いていたため、高松刑務所職員が、申立人に対し、口頭注意を行ったところ、申立人は、立ち上がって担当職員を睨みつけ、大声で「あんたが言ったんじゃないか！」などと叫びながら、担当職員がいる廊下の近くに詰め寄った。担当職員は、静かにするよう告げて申立人を制止したが、申立人が「何が静かにしろや。」などと大声を出し続けたため、非常通報を行い、職員ら十数名が現場に駆けつけた。駆けつけた職員が申立人に対し、「部屋から出て来なさい。」と指示したが、申立人は、「うるさいんはあんたたちや。」などとなおも大声を出し部屋から出ようとしなかった。そのため、その時点で保護室収容を決定し、職員らは、居室に入り申立

人の両腕を持って、申立人を部屋から出した。

なお、高松刑務所では、被収容者が法79条第1項の各号に該当する場合に保護室収容を行っており、申立人についても同項第2号イに基づき、保護室収容を行った。また、高松刑務所では、保護室収容者に対しては、特別の事情がない限り全裸での身体検査を実施することが常態化していた。

その後、申立人を保護室に収容するに際して、申立人を保護室内で全裸にさせ、申立人の口・手・鼻の穴・耳の穴を目視の方法により検査し、申立人を壁に向かって立たせて壁に手をつかせ、やや臀部を突き出したような前かがみの姿勢のまま、両足を交互に上げさせて足の裏を目視の方法により全裸での身体検査を実施した。そして、その際、合計13人の職員が申立人の戒護にあたり、申立人が居室から保護室に収容されるまでの経路及び保護室内における状況の一部始終（申立人が保護室内で全裸にされた上、身体検査を受けている最中も含む。）を職員が携帯用ビデオカメラで撮影した。

2 判断基準

本件では、申立人に対する全裸での身体検査が実施されているところ、被収容者に対する身体検査は、刑事施設の規律及び秩序を維持する必要がある場合に許容されるものの（法第75条第1項）、かかる目的を達するために執られる措置については、被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない（法第73条第2項）とともに、身体検査の実施にあたっては、できる限り、被検査者のしゅう恥心を損なわないように配慮しなければならない（刑務官の職務執行に関する訓令（以下「訓令」という。）第20条）。

この点、未決勾留は、刑事訴訟法に基づき、逃走又は罪証隠滅の防止を目的として、被疑者又は被告人の居住を監獄内に限定するものであるところ、監獄内においては、多数の被拘禁者を収容し、これを集団として管理するに

あたり、その秩序を維持し、正常な状態を保持するよう配慮する必要がある、被拘禁者の自由は、その目的に必要な範囲で、合理的制限を受けるが、必要かつ合理的な制限といえるかどうか、及び求められる配慮の内容については、上記のような法及び訓令の趣旨に照らし、制限の必要性の程度と制限される自由の内容に応じて判断していくことになる。

特に、全裸での身体検査は、被検者に対し相当強度の屈辱感を与えその性的しゅう恥心を著しく害するものであることに鑑みれば、それが必要かつ合理的な制限として許容されるためには、身体検査の必要がある、かつ、被検者を全裸にするのでなければ身体検査の目的を達成することができないやむを得ない事情があることが必要であり、その必要がある場合であっても、被検者のプライバシーやしゅう恥心・名誉感情に対する侵害を最小限のものにするためにできる限りの配慮をしなければならない。

3 検討

(1) 全裸での身体検査を行う必要性

上記認定事実のとおり、高松刑務所では、保護室収容者に対しては、特別の事情がない限り全裸での身体検査を実施することが常態化していることからすれば、本件においても、その当時、申立人が保安上危険な物品等を隠匿・所持しているおそれがあるかどうかや、所持することを禁じられた金品を隠匿・所持しているおそれがあるかなどの、全裸での身体検査を行う個別具体的な必要性につき、一切勘案することなく、慣例に基づいて漫然と全裸での身体検査が実施されたと言わざるを得ない。

この点、高松刑務所は、回答書において、申立人が職員の制止に従わず大声を発し続けるといった心情不安定な状態にあったため、申立人の身体の負傷の有無のほか、自殺傷に供される物品の隠匿等がないか身体及び着衣の検査をする必要があったと回答しているが、当初、高松刑務所は、当会の調査に対して、かかる説明をしていなかった上、上記説明も一般的抽

象的な可能性を述べるに留まっており、本件保護室収容時に、高松刑務所が、全裸での身体検査を実施しなければならない個別具体的な必要性について検討したと認めることはできない。

そして、上記認定した保護室収容の経緯からして、申立人には、保安上危険な物品等や所持することを禁じられた物品が隠匿・所持される具体的なおそれはなく、少なくとも、申立人を全裸にさせて身体検査を実施する必要性を看取することができない。

(2) 本件全裸身体検査方法の態様について

必要性の点を措くとしても、本件は、申立人が全裸にされ身体検査を受けている最中、総勢13名の職員らが、申立人の周囲1～1.5メートルほどの範囲内において、申立人の戒護にあたっていた上、上記身体検査の一部始終がビデオカメラによって撮影されていたのである。申立人の一挙手一投足が13名の職員らによって注視された状況で、かつ、ビデオカメラで撮影された状況で行われた身体検査の態様は、当該方法が身体検査の目的を達成するために相当であったとはいえない。特に、ビデオカメラによる撮影は、視認によるものとは異なり、映像記録という再現可能な形で残されることになるものであり、しかも最短でも10年という長期にわたり保存されるのであるから、被撮影者のしゅう恥心・名誉感情を害する度合いは極めて大きく、著しく相当性を欠くものであるといわざるを得ない。

加えて、上記身体検査の最中のみならず、申立人が居室から保護室に収容されるまでの経路及び保護室内における状況の一部始終を、大勢の職員が取り囲み、携帯用ビデオカメラで撮影したというものであり、ここに申立人のプライバシーやしゅう恥心・名誉感情に対する配慮は微塵も窺うことができず、態様においても著しく不相当なものであったといえる。

第5 総括

以上のとおり、今回、高松刑務所が申立人に対して実施した本件身体検査

は、申立人のプライバシー権やしゅう恥心・名誉感情を侵害するものであり、その侵害の程度も重大である。

今後、被収容者に対し、全裸での身体検査を実施するにあたっては、個別具体的にその必要性を慎重に検討し、被検者を全裸にするのでなければ身体検査の目的を達成することができないやむを得ない事情がある場合にのみ実施し、その場合も、立会い人数を最小限にする等その方法についても被収容者のしゅう恥心や名誉感情を損なわないよう十分に配慮するよう勧告する。

以上